

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 契約の手續

第1節 一般競争入札（第2条—第13条）

第2節 指名競争入札（第14条—第17条）

第3節 随意契約（第18条—第20条の2）

第3章 契約の締結（第21条—第24条）

第4章 契約の履行（第25条—第39条）

第5章 雑則（第40条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、法令その他別に定めのあるもののほか、雲仙市の契約に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 契約の手續

第1節 一般競争入札

（一般競争入札参加者の資格）

第2条 市長は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者の資格を定めたときは、速やかに公示するものとする。

（一般競争入札の公告）

第3条 市長は、一般競争入札により契約を締結しようとするときは、その入札期日（市の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と入札に参加しようとする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して処理する情報処理システム（以下「電子入札システム」という。）で行う入札（以下「電子入札」という。）にあっては、入札期間の末日）の前日から起算して、少なくとも10日前までに、市揭示場に掲示して公告しなければならない。ただし、急を要するときは、その期日を5日前までに短縮することができる。

2 前項の公告には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 競争入札に付する事項
- (2) 競争入札に参加する者に必要な資格
- (3) 契約条項を示す場所
- (4) 競争入札執行の場所及び日時（電子入札にあっては、入札期間及び開札の日時）
- (5) 入札保証金に関する事項
- (6) 無効入札に関する事項
- (7) 電子入札の場合は、その旨
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(入札保証金)

第4条 市長は、一般競争入札に参加しようとする者に、入札金額の100分の3以上の入札保証金を入札前（電子入札にあっては、市長が指定した日時まで）に納めさせなければならない。

(入札保証金に代わる担保)

第5条 市長は、入札保証金の納付に代え、国債若しくは地方債又は次に掲げる有価証券等を担保として提供させることができる。

- (1) 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号。以下「出資法」という。）第3条に規定する金融機関が振り出し、又は支払を保証した小切手
- (2) 出資法第3条に規定する金融機関が引受け又は保証若しくは裏書をした手形
- (3) 郵便為替証書及び定期預金証書（質権設定をしたもの）
- (4) 鉄道債券、電信電話債券その他政府の保証のある債券
- (5) 金融債券及び確実と認める社債

2 前項に規定する担保の価値は、国債及び地方債並びに同項第1号から第3号までに掲げる有価証券にあってはその額面とし、同項第4号及び第5号に掲げる有価証券にあっては額面金額又は登録金額（発行価格が額面金額又は登録金額と異なるときは発行金額）の8割に相当する額とする。

(入札保証金の納付の免除)

第6条 市長は、第4条の規定にかかわらず、次に掲げる場合においては、入札保証金の全部又は一部を納めさせないことができる。

- (1) 一般競争入札に参加しようとする者が、保険会社との間に市を被保険者とする入札保証契約を締結したとき。
- (2) 令第167条の5第1項の規定による市長が定める資格を有する者による一般競争入札に付する場合において、落札者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (3) 入札に参加する者が、官公署又はこれに準ずる公共的団体であるとき。

(予定価格)

第7条 市長は、一般競争入札に付する事項の価格を当該事項に関する仕様書、設計書等によって予定し、その予定価格を記載した書面（以下「予定価格調書」という。）を封書にし、開札の際、これを開札の場所に置かなければならない。

2 前項の予定価格は、一般競争入札に付する事項の価格の総額について定めなければならない。ただし、一定期間継続してする製造、修繕、加工、売買、供給又は使用等の契約の場合においては、単価についてその予定価格を定めることができる。

3 予定価格は、当該契約の目的となる物件又は役務の取引について実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡及び履行の期間の長短等を考慮して適正に定めなければならない。

4 予定価格は、落札者がいない場合において再度入札又は随意契約に付することとなったときにおいても変更することができない。

5 第1項の規定にかかわらず、電子入札にあっては、同項の規定により予定価格調書を

開札の場所に置くことに代えて、開札の日時まで電子入札システムに予定価格を登録するものとする。この場合において、当該入札を執行する職員以外の者に当該予定価格を認知されることのないよう必要な措置を講じなければならない。

(最低価格の入札者以外の者を落札者とする場合)

第8条 市長は、令第167条の10第1項の規定を適用する場合は、専門の補助職員に審査させ、意見を聴かなければならない。この場合において、市長が必要と認めるときは、他の地方公共団体の職員又は私人に委託して審査させることができる。

(最低制限価格)

第9条 市長は、令第167条の10第2項に規定する最低制限価格を設ける場合には、次の各号に掲げる区分に応じて当該各号に定める額を下らない範囲内において定めなければならない。

(1) 工事又は製造の請負の契約を締結しようとする場合 第7条の規定により決定した予定価格に3分の2を乗じて得た額

(2) 工事又は製造以外の請負の契約を締結しようとする場合 市長が定める額

(入札の方法)

第10条 入札に参加しようとする者は、入札書を作成し、封かんの上、自己の氏名を表記し、市長の指定する書類及び入札保証金とともに指定の日時まで、指定の場所に提出しなければならない。

2 代理人が入札する場合は、入札前に市長に委任状を提出しなければならない。

3 入札者は、入札書の記載事項(首標金額を除く。)について訂正したときは、訂正印を押さなければならない。

4 前3項の規定にかかわらず、電子入札に参加しようとする者は、入札金額その他別に市長が定める事項を当該電子入札に参加しようとする者の使用に係る電子計算機から入力するとともに、当該入力する事項についての情報に電子署名(電子署名及び認証業務に関する法律(平成12年法律第102号)第2条第1項に規定する電子署名をいう。)を行ったもの及び当該電子署名に係る電子証明書(電子署名及び認証業務に関する法律施行規則(平成13年総務省・法務省・経済産業省令第2号)第4条第1号に規定する電子証明書をいう。)を入札期間内に市長に送信しなければならない。

(無効入札)

第11条 次の各号のいずれかに該当する場合は、その入札は、無効とする。

(1) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。

(2) 入札者が法令の規定に違反したとき。

(3) 入札者が連合して入札したとき。

(4) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。

(5) 入札者が他人の代理を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。

(6) 入札者が市長の定めた入札条件に違反したとき。

(7) 入札者の納付した入札保証金が所定の額に達しないとき。

(8) 入札者又はその代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。

(9) 入札書に記名押印がないとき、その他必要な事項を確認できないとき。

(10) 入札書の首標金額が訂正されているとき。

(11) 入札書が指定の日時後に到着したとき。

(12) 電子入札が前条第4項の規定によらないで行われたとき。

(入札保証金の還付)

第12条 入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者に係るものについては、契約を締結した後還付し、又は契約保証金の一部に充当することができる。

(再度公告入札の公告期間)

第13条 入札者若しくは落札者がいない場合又は落札者が契約を結ばない場合において、再度公告入札に付しようとするときの再度公告入札の公告は、第3条の規定にかかわらず、再度公告入札の前日から起算して5日前までにするものとする。

### 第2節 指名競争入札

(指名競争入札参加者の資格)

第14条 第2条の規定は、指名競争入札参加者の資格を定めたときについてこれを準用する。

(指名競争入札参加者の指名)

第15条 市長は、指名競争入札により契約を締結しようとするときは、当該入札に参加する資格を有する者のうちから原則として3人以上の入札者を指名しなければならない。

(指名競争入札の通知)

第16条 市長は、前条の規定により入札参加者を指名したときは、その者に対し第3条第2項第1号及び第3号から第8号までに掲げる事項を通知しなければならない。

(一般競争入札に関する事項の準用)

第17条 第4条から第12条までの規定は、指名競争入札の場合にこれを準用する。

### 第3節 随意契約

(随意契約の限度額)

第18条 令第167条の2第1項第1号の規則で定める額は、次の表の左欄に掲げる契約の種類に応じ、同表右欄に定める額とする。

1 工事又は製造の請負	130万円
2 財産の買入れ	80万円
3 物件の借入れ	40万円
4 財産の売払い	30万円
5 物件の貸付け	30万円
6 前各号に掲げる以外のもの	50万円

(見積書の徴取等)

第19条 市長は、随意契約によろうとするときは、2人以上の者から見積書を徴しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、1人の者から見積書を徴することをもって足りるものとする。

(1) 1件の予定価格が5万円（工事又は製造の請負にあつては30万円、物品の修繕又は役務の提供にあつては10万円）を超えないもの（物件の売払いの場合を除く。）

(2) 1件の予定価格が3万円を超えない物件の売払い

(3) 前2号に掲げるもののほか、契約の目的又は性質その他やむを得ない理由によ

り相手方が特定される場合

2 市長は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、見積書を徴さないことができる。

- (1) 新聞その他定期刊行物及び法令集等の追録の購入
- (2) 価格、送料等が表示されている書籍の購入
- (3) 専売品等で価格が公定しているものの使用又は購入
- (4) 既に起工された工事の設計変更に伴い変更請負額を定めるもの。ただし、設計変更後の額が130万円を超え、かつ、設計変更前の額の2割を超えて増額するものを除く。
- (5) 既に起工された工事に関する設計、調査、測量業務等の設計変更に伴い変更業務委託料を定めるもの。ただし、設計変更後の額が50万円を超え、かつ、設計変更前の額の2割を超えて増額するものを除く。
- (6) 単価契約を行っている物品の購入
- (7) 1件の予定価格が3万円を超えないもの（物件の売払いの場合を除く。）
- (8) 前各号に掲げるもののほか、契約の目的又は性質により社会通念上見積書を徴することが困難なもの  
(予定価格調書の作成)

第20条 市長は、随意契約をしようとする場合においては、第7条第1項から第3項までの規定に準じて予定価格を定め、予定価格調書を作成しなければならない。ただし、当該契約が前条第2項に掲げるもの及び100万円を超えないものは、予定価格調書の作成を省略することができる。

(随意契約の手続)

第20条の2 令第167条の2第1項第3号又は第4号の規定により随意契約を締結したときは、当該契約ごとに、次に掲げる事項を公表しなければならない。

- (1) 契約の目的となる物品又は役務の名称及び概要
- (2) 履行期限又は契約期間
- (3) 契約の相手方の決定方法
- (4) 契約相手方の申込方法

2 令第167条の2第1項第3号又は第4号の規定により随意契約を締結したときは、速やかに、当該契約ごとに随意契約内容一覧表（様式第1号）を作成し、これを公表しなければならない。

### 第3章 契約の締結

(落札者決定の通知及び契約書の締結)

第21条 市長は、落札者が決定したときは、直ちに入札者に落札決定の通知をしなければならない。

2 市長は、特別な事由がある場合を除き、落札者に前項の規定により落札決定の通知をした日から7日以内に契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供させ、契約を締結しなければならない。

3 市長は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年雲仙市条例第54号）第2条の規定に基づく議会の議決を要する契約については、議

会の議決を得たときに本契約を締結することを内容とする契約を締結しなければならない。

- 4 第6条の規定により入札保証金の納付を免除された者が、落札したにもかかわらず契約を締結しなかったときは、落札金額（単価による契約にあつては、予定数量に単価を乗じて得た額）の100分の3に相当する額を損害金として市に納付しなければならない。

（契約書）

第22条 市長は、契約をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した契約書を作成し、契約の相手方とともに記名押印しなければならない。ただし、契約の性質又は目的により該当のない事項については、この限りでない。

- (1) 契約の目的
- (2) 契約金額
- (3) 履行期限及び契約保証金に関する事項
- (4) 契約履行の場所
- (5) 契約代金の支払又は受領の時期及び方法
- (6) 監督及び検査
- (7) 履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金
- (8) 危険負担
- (9) かし担保責任
- (10) 契約に関する紛争の解決方法
- (11) その他必要な事項

（契約書の特例）

第23条 130万円を超えない指名競争入札による契約又は随意契約を締結する場合には、請書又は承諾書をもって前条の契約書に代えることができる。

- 2 前項の請書又は承諾書には、契約書の例に準じ必要な事項を記載しなければならない。

（契約書の省略）

第24条 前2条の規定は、次に掲げる場合において特に理由のあるものを除き、これを適用しない。

- (1) 50万円を超えない指名競争入札による契約又は随意契約を締結するとき。
- (2) せり売りに付するとき。
- (3) 物品の売払いの場合において、買受人が直ちに代金を納付して物品を引き取る時。

#### 第4章 契約の履行

（契約保証金）

第25条 市長は、契約を締結する場合において、契約の相手方に契約金額の100分の10以上の契約保証金を契約締結前に納めさせなければならない。

（契約保証金に代わる担保）

第26条 第5条の規定は、契約保証金に代わる担保の提供についてこれを準用する。

（契約保証金の免除）

第27条 市長は、第25条の規定にかかわらず、次に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部を納めさせないことができる。

- (1) 契約の相手方が保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第100条の3第2号の規定に基づき財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。
- (3) 令第167条の5第1項及び令第167条の11第2項の規定により市長が定める資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (4) 法令に基づき延納が認められる場合において、確実な担保が提供されたとき。
- (5) 物品を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納される時。
- (6) 随意契約を締結する場合において、金額が少額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (7) 官公署及びこれに準ずる公共的団体との契約又は電気、ガス若しくは水の供給を受ける契約を締結するとき。
- (8) 不動産の買入れ、不動産若しくは物品の借入れ、委託その他契約の性質又は目的が競争入札に適しないものの契約を締結するとき。

(履行遅滞に対する違約金)

第28条 市長は、契約の相手方の履行遅滞があったときは、遅滞日数に応じ、契約金額（既済部分又は既納部分による支払がある場合は、当該支払額を控除した金額）につき、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率の割合で計算した金額の違約金を徴収するものとする。ただし、天災地変等の理由によりやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

2 前項の規定による違約金は、契約保証金又は契約代金の支払の際に徴収する。

(権利義務譲渡等の禁止)

第29条 市長は、契約の相手方に、その承認を得ないで、契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡させてはならない。ただし、銀行その他の金融機関であつて日本国内に本店又は支店を有するもののうち市長が別に定めるもの及び長崎県信用保証協会に対して売掛債権（工事に係るものを除く。）を譲渡する場合は、この限りでない。

(契約の解除、変更又は中止)

第30条 市長は、必要があると認めるときは、契約の相手方と協議の上、契約の解除、変更又は履行の中止をすることができる。

(契約の解除)

第31条 市長は、契約の相手方が次の各号のいずれかに該当する場合においては、その契約を解除することができる。

- (1) 契約の相手方の責めに帰する理由により履行期限内に契約を履行しないとき、又は履行の見込みがないと明らかに認められるとき。
- (2) 正当な理由なしに契約履行の着手期日を過ぎても着手しないとき。

(3) 契約の履行につき不正の行為があったとき。

(4) 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第234条の2第1項の規定に基づき職員が行う監督又は検査に際し、その職務執行を妨げたとき。

(5) 前各号のほか、契約の相手方が契約事項に違反し、その違反によって契約の目的を達することができないとき。

2 市長は、前項の規定により契約を解除しようとするときは、書面によりその旨を契約の相手方に通知しなければならない。

3 市長は、契約を解除した場合において必要があるときは、既済部分、既納部分及び現場に搬入した工事材料のうち、検査に合格したものに対しては、相当と認める対価を支払い、これを引き受けることができる。

(契約解除に係る違約金)

第32条 市長は、前条第1項の規定により契約を解除(契約の解除が相手方の責めに帰することができない場合を除く。)した場合において、契約の相手方が契約保証金を免除されているとき(第27条第1号、第2号及び第4号に該当する場合を除く。)は、契約の定めるところにより、契約金額の100分の10に相当する額を徴収することができる。ただし、前条第3項に掲げる場合においては、契約の定めるところにより、未済部分又は未納部分に相当する額の100分の10に相当する額とすることができる。

(履行の届出)

第33条 市長は、工事又は製造その他の請負契約(以下「請負契約」という。)についてその工事、製造等が完了したときはその旨の届出書を、物件の買入れその他の契約については、次に掲げるものを除き、その履行が完了したときはその旨の届出書を、契約の相手方に提出させなければならない。

(1) 契約金額が50万円を超えないもの

(2) 生鮮食料品等の購入

(監督又は検査)

第34条 法第234条の2第1項の規定による監督又は検査は、市長が職員に命じて行うものとする。

2 市長から監督を命ぜられた職員(以下「監督職員」という。)は、特別の必要がある場合を除き、市長から検査を命ぜられた職員(以下「検査職員」という。)の職務を兼ねることができない。

(監督職員の一般的職務)

第35条 監督職員は、必要があるときは、当該請負契約の履行について、仕様書、設計書その他関係書類に基づき、立会い、工程の管理、履行中途における工事、製造等に使用する材料等の試験、検査等の方法により監督をし、契約の相手方に必要な指示をしなければならない。

2 監督職員は、市長に監督の実施状況について報告しなければならない。

(検査職員の一般的職務)

第36条 検査職員は、第33条の規定による届出を受けたとき、又は部分払いの請求があったときは、その届出又は請求を受けた日から14日以内に、当該請負契約についての給付の完了確認(部分払いの請求があった場合の既済部分の確認を含む。)について、



契約書、仕様書、設計書その他関係書類に基づき、実地に検査を行わなければならない。

- 2 検査職員は、物件の買入れその他の契約に係る給付の完了した旨の届出を受けたときは、その届出を受けた日から10日以内に契約書その他関係書類に基づき、当該納付の内容及び数量について検収を行わなければならない。
- 3 検査職員は、前2項の規定による検査又は検収を行う場合において必要があるときは、破壊検査若しくは分解検査又は使用材料の試験をして、検査又は検収を行うことができる。
- 4 第1項及び前項の検査は、監督職員及び契約の相手方又は代理人の立会いを求めて行わなければならない。
- 5 検査職員は、検査の結果、当該検査に合格しない部分があるときは、契約の相手方をして指定した日までにこれを補修させ、又は改造させる等必要な措置を行わせ、再度検査をしなければならない。
- 6 検査職員は、検査を完了したときは、速やかに検査調書（様式第2号）又は検収調書（様式第3号）を作成しなければならない。
- 7 契約のその対価が50万円を超えないものについては、請求書等の表面余白に検査済の旨並びに検査年月日及び氏名を記載し、これに押印して検査調書に代えることができる。
- 8 前各項の規定は、契約を解除したとき、及び市長が必要と認めたとときの検査の場合に準用する。

（監督又は検査を委託して行った場合の確認）

第37条 市長は、令第167条の15第4項の規定により市職員以外の者に委託して監督又は検査を行わせた場合においては、当該受託者から監督又は検査の結果を記載した書面を提出させなければならない。

- 2 前項の検査に係る契約の対価は、同項の書面を審査の上、支払うものとする。

（部分払い）

第38条 市長は、請負契約又は物件の買入れその他の契約については、その完成前又は完納前に既済部分に応じて対価の一部を支払う特約をすることができる。

- 2 前項の場合においては、当該特約により支払う金額は、次に掲げる金額を超えないものとしなければならない。

（1） 請負契約にあつては、次の算式により得た額

部分払金の額 ≤ 請負代金相当額 × ( (9 / 10) - (前払金額 / 請負代金額) )

請負代金相当額 = 請負代金額 × (検査調書に基づいて設計書より算出した既済部分に対応する金額 / 設計金額)

（2） 物件の買入れその他の契約にあつては、検収調書に基づき、その既納部分に対する対価に相当する金額

- 3 市長は、請負契約の既済部分又は物件等の既納部分が明確に分割できるものにあつては、前項の規定にかかわらず、既済部分又は既納部分に対する対価の全部を支払う特約をすることができる。

（契約保証金の還付等）

第39条 契約保証金は、契約の目的物の引渡し後に還付するものとする。ただし、契約

の相手方の責めに帰する理由により、契約を解除した場合においては、第32条に規定する違約金に充当するものとする。

#### 第5章 雑則

(その他)

第40条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年10月11日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに国見町財務規則（平成9年国見町規則第1号）、瑞穂町財務規則（平成9年瑞穂町規則第1号）、吾妻町財務規則（昭和40年吾妻町規則第38号）、愛野町財務規則（昭和40年愛野町規則第6号）、千々石町財務規則（昭和39年千々石町規則第4号）、小浜町財務規則（昭和49年小浜町規則第14号）又は南串山町契約事務規則（平成11年南串山町規則第6号）の規定に基づいてなされた契約に関する事務のうち、この規則の施行の際引き続き継続しているものについては、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。